

小浜市障がい者（児）福祉計画策定支援業務 仕様書

1. 業務名

小浜市障がい者（児）福祉計画策定支援業務

（小浜市障がい者計画、第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画）

2. 期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 目的

国や県の動向、小浜市の障がい者をめぐる環境やニーズを的確に把握し、市が取り組むべき課題や障がい者福祉施策の方向性、障害福祉サービスの目標量を定める、小浜市障がい者（児）福祉計画を策定することを目的とする。

4. 一体的に策定する計画

- ・ 障害者基本計画（障害者基本法第十一条第三項に基づく計画）
- ・ 障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第二項に基づく計画）
- ・ 障害児福祉計画（児童福祉法第三十三条の二十に基づく計画）

5. 業務内容

（1）基礎的な地域データおよび資料の整理分析

障がい福祉をめぐる施策動向、小浜市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、障がい者（児）の現況動向及びサービスの利用状況等について、市事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。また、上位計画及び関連計画の動向を調査する。

（2）アンケート調査の実施支援

障がい者の意識、生活実態で抱える問題等を調査し、家庭や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握をするためアンケート調査を行う。

調査票及び封筒の印刷、封入封緘、発送・返送（必要な費用についても受託者が負担する）は受託者が負担する。受託者は、回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【アンケート調査の実施概要①】

調査対象	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
配布数	1種 1,400票（回収率60%想定）

調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、障がい種類別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

【アンケート調査の実施概要②】

調査対象	障害者手帳を所持している18歳未満の児童の保護者、障害福祉サービス受給者の保護者
配布数	1種 150票（回収率60%想定）
調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、障がい種類別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

【アンケート調査の実施概要③】

調査対象	18歳以上の一般住民
配布数	1種 1,000票（回収率60%想定）
調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、障がい種類別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(3) 関係団体・サービス提供者等調査の実施支援

小浜市における障がい者（児）の実態並びに支援やサービス提供を行う団体・事業者等の実態を把握するため、アンケート調査を行う。

調査票及び封筒の印刷、封入封緘、発送・返送（必要な費用についても受託者が負担する）は受託者が負担する。受託者は調査票の設計、回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	小浜市内において障がい者（児）の支援やサービス提供を行う団体及び事業者
配布数	当事者団体 4団体 事業所 25団体 特別支援学校 1校
調査方法	郵送法

(4) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。また、(1)から(3)までの分析結果等も踏まえて課題をとり

まとめ、新たな計画において重点的に取り組む事項等を検討する。

(5) 障害福祉サービスの推進方策の検討

計画対象者数を推計し、障害福祉サービス等の各年度における見込量を算定し、確保策の検討を行う。

(6) 計画骨子案・素案の作成

計画の構成、施策体系等の検討を行い、課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した計画案を作成し、内容の協議を行う。

(7) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行うとともに、意見集約した内容について計画への反映を行う。

(8) 会議の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（4回程度）の運営について、会議資料を作成するとともにオブザーバーとして出席し、協議事項に関するアドバイスや議事要旨の作成、計画への反映を行う。

(9) 障がい者福祉施策に関する情報提供支援

本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要であることから、厚生労働省や内閣府、こども家庭庁等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して委託者に提供するとともに、計画書案への反映を検討する。

(10) 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

6. 成果品

- ・アンケート調査結果報告書（A4判、100頁程度、1色刷）：電子データ
- ・小浜市障がい者（児）計画本編（A4判、100頁程度、4色刷）：電子データ
- ・小浜市障がい者（児）計画概要版（A4判、8頁、4色刷）：電子データ
- ・上記データ一式
- ・情報提供資料一式

7. その他

- (1) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報保護に関する条例を順守するとともに、「プライバシーマーク」認証を要する。
- (2) 仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。
- (3) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。